

福祉医療制度に関する お知らせです



◇乳幼児医療費受給者証の更新手続きが不要に

これまで、乳幼児医療費受給者証は、毎年6月に更新手続きが必要でしたが、平成22年度からは、自動更新処理を行い、市で所得状況の確認ができる人は更新手続きが不要になります。

今年度の所得要件に該当された人には、7月下旬に受給者証を送付します。

【対象者】

現在、乳幼児医療費受給者証を持っている人で、乳幼児の父母の平成22年度市民税所得割額(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人

※平成22年1月2日以降に転入された人は手続きが必要です。

※所得要件に該当しなかった人には、非該当通知を送付します。

【お願い】

健康保険証に変更があった場合は届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

【問い合わせ先】 こども福祉課 (☎82-1175)

乳幼児医療費助成制度

父母の市民税所得割額(税額控除前)の合算が136,700円以下の世帯の乳幼児が対象です。所得制限限度額を超えたため対象となっていない人や未申請の人は、8月1日から対象になる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

◇福祉医療費受給者証の更新手続き

■重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月30日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。また、前年度に所得制限限度額を超えたため対象とならなかった人や未申請の人で、平成21年分の所得が限度額内の場合は、7月1日から対象になります。

【持参するもの】

更新申請書、障害の程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、印判

【申請場所】

- 小野田地区にお住まいの人 ▷ 高齢障害課
- 厚狭・出合・厚陽校区にお住まいの人
▷ 総合事務所市民窓口課
- 埴生・津布田校区にお住まいの人 ▷ 埴生支所

【問い合わせ先】 高齢障害課 (☎82-1170)

■ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割額非課税世帯で、18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在受給者証を持っている人は、6月30日までに更新手続きをしてください。所得制限限度額を超えたため対象となっていない人や未申請の人は、8月1日から対象になる場合があります。

【持参するもの】

更新申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、印判

【申請場所】

児童福祉課、総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所、公園通出張所

【問い合わせ先】 こども福祉課 (☎82-1175)

各制度とも **6月30日(水)**までに更新手続きをしてください。

制度の内容について、詳しくは各担当課にお問い合わせください。